

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）における 農用地区域からの除外について

- 農業振興地域の農用地区域からの除外は、基本的には「おおむね5年ごと」に行う基礎調査に基づく「西原農業振興地域整備計画の全体見直し」において検討されることとなります。
(次回全体見直しのスケジュールについては社会情勢の変動や推移等を鑑み検討することとなります。)
- ただし、沖縄県が定める「市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準」（沖縄県HP掲載）に基づき、上記の「全体見直し」を待てない緊急性及び以下のいずれかに適合する場合に限り「一部見直し」による除外を検討することができます。
 - ① 農家住宅（150日以上農作業従事に該当する者等）
 - ② 農家の分家住宅（2親等内の血族又は姻族）
 - ③ 西原町に5年以上継続して居住歴のある非農家専用住宅
 - ④ 公用、公共用施設
 - ⑤ 墓地
 - ⑥ 公益性の高い施設（学校教育法・社会福祉法・更生保護事業法・医療法に供する施設）
- 農用地区域からの除外については、「農用地の集団性を損ねる除外は認められない」等、農振法第13条第2項第1号から第6号の要件の全てを満たす場合に限り認められることとなります。
- 申請する農地等が違反している場合（又は農業利用していない等）は、原状回復確認後に受付となります。
- あらかじめ、農地法（西原町農業委員会）や都市計画法（沖縄県建築指導課等）、建築基準法、又は墓地埋葬法（西原町環境安全課）及びその他の関係法令全てに適合した計画であることを申出者自身で確認していただき利用目的の達成が確実である場合のみの受付となります。

農用地利用計画変更申出書提出書類

	提出書類	部数	備考
1	農用地利用計画変更申出書	1部	申出者は事業を計画する者
2	住民票抄本（土地所有者及び利用者）	各1部	住所地の住民課等
3	戸籍謄本	1部	土地所有者と利用者の関係がわかるもの
4	変更申出地の登記簿謄本	1部	法務局で発行
5	変更申出地の公図の写し	1部	法務局で発行
6	資産証明書（土地所有者及び利用者）	各1部	関係市町村税務課等
7	変更申出地付近の見取図	1部	住宅地図等
8	事業計画書	1部	配置図、建物平面図等
9	変更申出地付近の写真（4方向）	1部	
10	隣接地主の同意書	1部	
11	変更申出地の自治会長の同意書	1部	
12	土地利用同意書	1部	土地所有者と利用者が異なる場合 ※共有名義の場合は全員の同意が必要
13	資金計画書	1部	預金残高証明、融資証明、通帳の写し等
14	その他の書類	1部	代替土地の検討結果（選定した理由）等

- ① 受付期間（期間外は受け付けできません）
前期：4月1日～4月30日 8:30～17:15（閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合は前閉庁日まで）
後期：10月1日～10月31日 8:30～17:15（閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合は前閉庁日まで）
- ② 申出から結果が出るまでは6ヶ月～1年を要します。ただし、前の変更の協議中は、次の変更の協議ができませんので期間が延びる場合があります。
- ③ 除外手続き終了後は、すみやかに農地転用等の手続きに入ってください。